

佐賀県告示第107号  
海岸保全区域の指定（昭和44年佐賀県告示第419号）は、廃止する。  
平成30年3月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

廃止する海岸保全区域  
松浦沿岸

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
有浦海岸	新田地区海岸	有浦干拓地先海岸	起点 東松浦郡玄海町大字新田字沖ノ田1810の5 終点 東松浦郡玄海町大字牟形字後谷2485 延長 1,439メートル 区域の幅 堤防護岸天端肩及び玉子島海岸の最高潮位線から直角に陸地の方向へ25メートル、水面の方向へ50メートル。ただし、陸地で汐遊地のある部分にあつては、汐遊地内堤の耕地側の法尻までとする。